

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国

との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)(先議)要

旨

この議定書は、一九八〇年(昭和五十五年)に締結された我が国とフィリピンとの間の現行の租税条約を改正するため、二〇〇六年(平成十八年)十二月九日にマニラにおいて署名されたものであり、前文、本文九箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、配当に対する源泉地国での課税について、親子間配当以外の配当に対する限度税率を現行の二十五パーセントから十五パーセントに改正するとともに、親子間の認定要件に関する株式保有割合を現行の二十五パーセントから十パーセントに改正する。

二、利子に対する源泉地国での限度税率を、現行の公社債及び創始企業支払分について十パーセント、その他については十五パーセントから一律十パーセントに改正する。

三、使用料に対する源泉地国での限度税率を、現行の映画フィルム等以外について二十五パーセントから十

パーセントに改正する。

四、みなし外国税額控除の適用期限を議定書の発効後十年間とする。

五、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書

は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。